



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

- 規則
 - *57 和歌山県医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則 (医務課)
- 告示
 - 810 社団法人全国公営住宅火災共済機構の平成20年度経営状況 (管財課)
 - 811 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)
 - 812 道路の区域変更 (道路保全課)
 - 813 新道路の供用開始等 (")
- 訓令
 - *41 和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (職員厚生室)
- 公告
 - 開発行為の工事の完了 (都市政策課)

規 則

和歌山県規則第57号

和歌山県医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則

和歌山県医師確保修学資金貸与規則 (平成18年和歌山県規則第67号) の一部を次のように改正する。

第19条を第20条とする。

第18条第1項中「別記第20号様式」を「別記第22号様式」に改め、同条を第19条とする。

第17条第2項中「別記第19号様式」を「別記第21号様式」に改め、同条を第18条とする。

第16条を第17条とする。

第15条第2項中「別記第18号様式」を「別記第20号様式」に改め、同条を第16条とする。

第14条第1号中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とする。

第12条中「別記第17号様式」を「別記第19号様式」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「別記第16号様式」を「別記第18号様式」に改め、同条を第12条とする。

第10条第1項中「修学資金の貸与を受けている者 (以下「修学生」という。)」を「修学生」に、「第4条の表の右欄に掲げる」を「第4条第2項の表の右欄に定める」に改め、同条第3項中「別記第13号様式」を「別記第15号様式」に、「別記第14号様式」を「別記第16号様式」に改め、同条第4項中「別記第15号様式」を「別記第17号様式」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(修学資金の貸与額の変更)

第10条 知事は、修学資金の貸与を受けている者 (以下「修学生」という。) が第4条第1項の表の中欄に掲げる通学の区分を変更し、第19条の規定による届出をしたときは、当該変更の事由が生じた月の翌月 (変更の事由が生じた日が月の初日に当たるときは、当該月) から変更後の通学の区分に応じた額を貸与する。この場合において、知事は、前条の規定により通学の区分の変更前の修学資金を既に交付しているときは、当該交付した修学資金の額と通学の区分の変更後の貸与額との差額を次回に交付する修学資金で調整することができるものとする。

2 知事は、前項の規定に基づき修学資金の貸与額を変更するときは、医師確保修学資金貸与額変更通知書 (別記第13号様式) により修学生に通知する。

3 修学生は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく医師確保修学資金変更借用証書 (別記第14号様式) を知事に提出しなければならない。

別記第20号様式中「 (第18条関係) 」を「 (第19条関係) 」に改め、同様式を別記第22号様式とする。

別記第19号様式中「 (第17条関係) 」を「 (第18条関係) 」に改め、同様式を別記第21号様式とする。

別記第18号様式中「 (第15条関係) 」を「 (第16条関係) 」に改め、同様式を別記第20号様式とする。

別記第17号様式中「 (第12条関係) 」を「 (第13条関係) 」に改め、同様式を別記第19号様式とする。

別記第16号様式中「 (第11条関係) 」を「 (第12条関係) 」に改め、同様式を別記第18号様式とする。

別記第15号様式中「 (第10条関係) 」を「 (第11条関係) 」に改め、同様式を別記第17号様式とする。

別記第14号様式中「 (第10条関係) 」を「 (第11条関係) 」に改め、同様式を別記第16号様式とする。

別記第13号様式中「 (第10条関係) 」を「 (第11条関係) 」に、「第10条第1項第 号」を「第11条第1項第 号」に改め、同様式を別記第15号様式とし、別記第12号様式の次に次の2様式を加える。

別記第 1 3 号様式 (第 1 0 条関係)

医師確保修学資金貸与額変更通知書

第 号
年 月 日

決定番号 第 号
住 所
氏 名 様

和歌山県知事



年 月 日付けで届出のあった医師確保修学資金については、下記のとおり貸与額を変更することに決定したので通知します。

記

	変 更 前	変 更 後
期 間	年 月 日から 年 月 日まで	1 年 月 日から 年 月 日まで 2 年 月 日から 年 月 日まで
貸 与 月 額	円	1 円 2 円
貸 与 総 額	円	円

(通学区分の変更回数に応じ、適宜様式を変更するものとする。)

別記第 1 4 号様式 (第 1 0 条関係)

医師確保修学資金変更借用証書

収
入
印
紙

金 円 也

年 月 日に提出した医師確保修学資金借用証書について、通学の区分を変更したの
で、年 月 日から年 月 日までの間、月額 円、総額
円を借用予定でしたが、借用額を 円増 (減) 額し、年 月 日
から年 月 日までの間、月額 円及び年 月 日から
年 月 日までの間、月額 円、総額 円の貸与金を上記のとおり借用し
ます。

年 月 日

和歌山県知事 様

決定番号 第 号

住 所

氏 名

印

上記の者が受ける修学資金については、本人と連帯してその債務を負担します。

連帯保証人氏名

印

連帯保証人氏名

印

(通学区分の変更回数に応じ、適宜様式を変更するものとする。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第810号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成20年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第3項の規定により公表する。

平成21年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

社団法人全国公営住宅火災共済機構の平成20年度経営状況

1 事業実績	(単位:千円)
加入都道府県市区町村会員数	701会員
加入戸数	871,105戸
共済委託契約金額	7,767,837,463
火災共済掛金	1,054,808
被災戸数	510戸
火災共済給付金	405,361
特定給付金	12,393
復興建築助成戸数	295戸
復興建築助成金	91,919
住宅災害見舞戸数	759戸
住宅災害見舞金	23,920
住宅防火施設整備補助会員数	253会員
住宅防火施設整備補助金	120,423

2 貸借対照表（平成21年3月31日現在）（単位:千円）

I 資産の部

1 現金預金	86,626
2 有価証券	547,731
3 特定資産	
(1) 異常危険準備金資産	2,857,327
(2) その他特定資産	1,543,339
4 不動産及び動産	330,019
5 その他資産	10,969
資産合計	5,376,011

II 負債の部

1 共済契約準備金	3,367,018
2 その他負債	117,907
3 退職給付引当金	121,351
負債合計	3,606,276

III 正味財産の部

正味財産合計	1,769,735
負債及び正味財産合計	5,376,011

和歌山県告示第811号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成21年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012200329	通園ありんこ	田辺市文里2-27-10	児童デイサービス	社会福祉法人ふたば福祉会	田辺市文里1-15-13	平成21.6.30

和歌山県告示第812号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 道路の種類 県道
- 路線名 古座川熊野川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町大字西川字ロクロ1425番3地内	旧	5.10 } 11.40	116.00	

同上	新	11.30 } 36.90	116.00	
----	---	---------------------	--------	--

和歌山県告示第813号

平成21年和歌山県告示第812号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年6月30日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

訓 令

和歌山県訓令第41号

庁中一般
各地方機関

和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年6月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県職員安全衛生管理規程（昭和54年和歌山県訓令第32号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項第3号を次のように改める。

(3) 削除

附 則

この訓令は、平成21年7月1日から施行する。

公 告

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成21年6月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	海南市且来字下阻1380番1の一部、1380番2の一部、海南市且来字小阪1211番の一部（第2工区 15,169.36平方メートル）
許可を受けた者の住所及び氏名	海南市且来1382番地の1 株式会社エース産業 代表取締役 長谷路子